|  |
| --- |
| 2021年度第3回京私教協教員免許事務勉強会昨年度からの教職課程認定基準の変更点について～変更届作成に係る部分を中心に～（2021.12.4）龍谷大学社会学部教務課　小野　勝士 |

０．主な変更点

（１）幼・小の必要専任教員の配置箇所の弾力化

（２）共通開設の緩和（複数学科での共通開設の制限がほとんどなくなる。小中高または小中の共通開設が可能となった。

（３）中高の教科に関する専門的事項に関する科目の半数規定の半数の基準追加

（４）中高の教科に関する専門的事項に関する科目において共通開設可能教科の追加

（５）50kmを超えるキャンパス間での多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の特例

１．幼・小の必要専任教員の配置箇所の弾力化

（１）幼稚園

→改正前の基準

|  |
| --- |
| 基準４－１（３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 |
|  | 「領域に関する専門的事項」 | 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 |  |
| 幼稚園全領域のうち、３領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて１人以上合計３人以上 | ・教育の基礎的理解に関する科目において１人以上・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人以上合計３人以上 |
| （※１）本表は、入学定員が５０人までの場合である。入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに、「領域に関する専門的事項」並びに「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ１人ずつ増員しなければならない。（※２）「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。（※３）同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。（※４）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。 |

⇒改正後の基準

|  |
| --- |
| （※１）本表は、入学定員が５０人までの場合である。入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに本表に掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。 |

（２）小学校

→改正前の基準

|  |
| --- |
| 基準４－２（４）小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 |
|  | 「教科に関する専門的事項」 | 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 |  |
| 小学校全教科のうち、５教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて１人以上合計５人以上 | ・教育の基礎的理解に関する科目において１人以上・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人以上・「各教科の指導法」において１人以上合計３人以上 |
| （※１）本表は、入学定員が５０人までの場合である。入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」並びに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ１人ずつ増員しなければならない。（※２）「複合科目」を担当する専任教員を、「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。（※３）同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。（※４）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。 |

⇒改正後の基準

|  |
| --- |
| （４）小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が５０人までの場合、以下の①～④にそれぞれ１人以上とし、これを含め①～⑤で合計８人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に１人以上、②～④のいずれかに１人以上とし、これを含め①～④で合計４人以上とする。また、入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに①～⑤のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。①「教科に関する専門的事項」②教育の基礎的理解に関する科目③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目④「各教科の指導法」⑤「複合科目」 |

現行課程についても適用対象となる。

☆11/2質問回答集（No.59）

|  |
| --- |
| Q　今回の基準の改正を踏まえ、共通開設等変更をする場合、在学生にも適用は可能か。A　在学生についても新基準の適用は可能である。その場合、在学生用の科目の変更届を提出してください。 |

（３）必要専任教員数まとめ

①幼稚園

ア）改正前

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入学定員 | ①領域に関する専門的事項 | ②「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 | 必要専任教員数合計（①＋②） |
| ～50名 | 3 | 3 | 6 |
| 51～100名 | 4 | 4 | 8 |
| 101～150名 | 5 | 5 | 10 |

イ）改正後

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入学定員 | ①領域に関する専門的事項 | ②「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 | 必要専任教員数合計（①＋②） |
| ～50名 | 3 | 3 | 6 |
| 51～100名 | 3or4or5 | 5or4or3 | 8 |
| 101～150名 | 3or4or5or6or7 | 7or6or5or4or3 | 10 |

①小学校

ア）改正前

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入学定員 | ①教科に関する専門的事項 | ②「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 | 必要専任教員数合計（①＋②） |
| ～50名 | 5 | 3 | 8 |
| 51～100名 | 6 | 4 | 10 |
| 101～150名 | 7 | 5 | 12 |

イ）改正後

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入学定員 | ①教科 | ②教育の基礎的理解 | ③道徳、総合… | ④各教科の指導法 | ⑤複合科目 | 必要専任教員数合計（①～⑤） |
| ～50名 | 最低1 | 最低1 | 最低1 | 最低1 |  | 8 |
| 51～100名 | 最低1 | 最低1 | 最低1 | 最低1 |  | 10 |
| 101～150名 | 最低1 | 最低1 | 最低1 | 最低1 |  | 12 |

２．共通開設の緩和

（１）共通開設とは

☆11/2質問回答集（No.59）

|  |
| --- |
| Q　「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施するということが必要なのか。どのように捉えたらよいか。A　同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合（学科によって科目名が異なる等）は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。 |

複数科目、例えば「教育相談（幼・小）」「教育相談（中・高）」を同一曜講時に同一担当者・同一シラバスで開講という形を共通開設とは言わない。開講をいっしょにしているかどうかという開講形態ではなく、1つの授業科目を複数学科等が受講できる旨学則等に記載されている状況を共通開設しているという。



（２）共通開設が可能な範囲

☆

11/2質問回答集（No.59）

|  |
| --- |
| Q　教職課程認定基準改正前においては、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例は組み合わせて適用することはできないと定められていたが（改正前教職課程認定基準4－8と4－9は組み合わせて適用することができない）、改正後は、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例を組み合わせて適用できると解してよいか。A　これまでは、教職専門科目の共通開設については、同一学科で共通開設できる特例（旧基準4－8（2））と、複数学科で共通開設できる特例（旧基準4－9（2））が別の基準として設定されていたため、特例を重ねて適用することは不可としていましたが、今回の改正で、これを一本化した（新基準4－8（2））ため、同一学科・複数学科に関わらず共通開設が可能となっています。4－8（2）に基づき、共通開設が可能な範囲で実施していただくことが可能です。  |



⇒改正後の基準

|  |
| --- |
| **４－８　授業科目を共通に開設できる場合の特例**（４）専任教員の配置ⅰ）同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数については、次の表の第一覧に掲げる４－１（３）、４－２（４）の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。 |
|  | 第一覧 | 第二欄 | 第三欄 |  |
| ４－１（３） | （右欄）合計３人以上 | 合計２人以上 |
| ４－２（４） | ①～⑤で合計８人以上とする。 | ①～⑤で合計７人以上とする。 |
| ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合①「教科に関する専門的事項」「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあっては４－３（５）ⅰ）表及び高等学校教諭の教職課程にあっては４－４（５）ⅰ）表に定める必要専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において専任教員とすることができる。 |

☆複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）（令和2年2月18日）7～8頁

|  |
| --- |
| 　教職の意義や生徒指導など、教職の共通部分に関係する科目（教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等）は、特に学校種、教科、職種（養護教諭、栄養教諭等）を通じた共通性が高いことから、現行の基準で認められていない部分についても、科目を共通にすることが考えられる。　ただし、教職課程の科目を中心に学修する、教員養成を主たる目的とする学科等の学生と、専門の学問分野の科目を中心に学修する、いわゆる一般学部の学生に、同じ教職専門科目を履修させる場合には、例えば、一般学部の必修科目と重ならない時間帯に開講することや、一般学部の学生にもきめ細かな教職指導を行うことなど、学位プログラムの違いを踏まえた学生の履修への配慮が求められる。教職の共通部分に関係する科目について現行制度で教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間での共通化が認められていないのは、この点を踏まえたものである。また、教員養成を主たる目的とする学科等の学生と、一般学部の学生が教職専門科目をともに履修することで、全体として教職に対する意識を高めるような充実した指導が行われることが必要である。　このため、共通化を認めるに当たっては、全学科等の学生に対する十分な教職指導が可能となるように専任教員数を確保するとともに、五１に示す全学的に教職課程を実施する組織が中心となって、学生に対する教職指導を充実させることが必要である。また、自己点検・評価や情報の公表などを通じて学生の履修環境の改善が図られるようにすることが必要である。 |

18頁

|  |
| --- |
| ４．教員養成の状況に関する情報の公表大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する以下の情報について、刊行物への掲載やインターネットの利用等の方法により公表することが義務付けられている（免許法施行規則第22条の6）。・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること・教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること・教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること・卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること・卒業者の教員への就職の状況に関すること・教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関することこれらの事項に加えて、三１（２）に示したように、教職専門科目について、教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間での授業科目の共通化の範囲を拡大することに鑑み、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを新たに公表の対象に加えることが適当である。大学においては、全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となり、大学として責任ある体制の下で情報の公表を行うとともに、自己点検・評価などにおいて適切に情報が公表されているかどうかをチェックすることが求められる。文部科学省においては、前述のガイドライン（全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの）の中で、情報の公表について位置付けることを通じて、各大学の取組の充実を促していくことが適当である。 |

（３）「各教科の指導法に関する科目」の共通開設

☆11/2質問回答集（No.60）

|  |
| --- |
| Q　基準4－8（2）vi）で「各教科の指導法に関する科目」の共通開設について、小・中間で可能で、中・高間で可能ということは小・中・高間で可能ということでしょうか（基準4－8（2）v）の教育実習の箇所では、ただし書きによる打ち消しがあるが、vi）ではないので可能と読むこともできる）。A　中高の各教科の指導法の特例（ⅶ）と、小中の各教科の指導法の特例（ⅷ）はそれぞれ別の取扱いであり、かつ、共通で実施できる内容として科目内容を構成した場合である（このため、既存科目をどちらにも使えるという趣旨ではなく、共通開設にふさわしいシラバスの内容に見直すことが必要）。今回の改正においては、小中高での各教科の指導法の共通開設までは認めていない。 |

Qの文中「vi）」とあるのは、「ⅶ）及びⅷ）」の誤りと考えられる。

⇒改正後の基準

|  |
| --- |
| **４－８　授業科目を共通に開設できる場合の特例**（２）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」ⅴ）教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。ⅵ）教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ⅶ）「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法ⅷ）「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。①小学校の国語と中学校（国語）②小学校の社会と中学校（社会）③小学校の算数と中学校（数学）④小学校の理科と中学校（理科）⑤小学校の音楽と中学校（音楽）⑥小学校の家庭と中学校（家庭）⑦小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）⑧小学校の外国語（英語）と中学校（英語）⑨小学校の図画工作と中学校（美術） |

|  |
| --- |
| **４－８　授業科目を共通に開設できる場合の特例**（１）「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目ⅰ）同一の学科等において複数の教職課程を置く場合③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。（イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）（ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）（ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）（二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）（ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）（へ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）（ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）（チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）（リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。（イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）（ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）（ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）（二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）（ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）（へ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）（ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）（チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）（リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸） |

（４）義務教育特例の趣旨

☆「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日）

|  |
| --- |
| ○　教科担任制の導入なども踏まえ、教師には、一層、学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力を教職生涯を通じて身に付けることが求められる。このため、教員養成段階では、小学校教諭の免許状と中学校教諭の免許状の両方の教職課程を修了し、両方の免許状を取得することが望ましいが、2つの教職課程を同時に学生に求めることは学習範囲も広範にわたり、負担が大きい。○　このため、従来、小学校と中学校の教職課程それぞれに開設を求めていた授業科目を共通に開設できる特例を設けることにより、学生が小学校と中学校の教諭の免許状を取得しやすい環境を整備する必要がある。 |

☆11/2質問回答集（No.61）

|  |
| --- |
| Q　義務教育特例は、中学校の課程認定はあるが小学校の課程認定のない学科（A学科）が、小学校一種の課程認定を受けている学科（B学科）と教科に関する専門的事項や教職専門科目を共通開設するなどして、他の小学校一種免許に必要な科目はB学科で他学科履修をし、中学校一種の教員免許に加えて他学科履修で小学校一種の教員免許を取得することができるという趣旨の改正か。A　本改正の趣旨としては、小学校の教職課程と中学校の教職課程の科目の開設方法の弾力化により、大学が両方の教職課程を設置することがより可能となることを目的としているが、結果的に学生にとって両方の免許状取得がしやすくなることが想定される。一方で、他学科間での学生の履修の乗り入れが生じることになるため、科目の開設方法での工夫や、全学的に質を担保するための体制の整備等について、十分留意する必要がある。 |



☆11/2質問回答集（No.63）

|  |
| --- |
| Q　中高の教職課程のあるA学科で、小学校免許の取得を可能とする場合に、B学科（教育学科）の小学校教諭養成課程と共通に科目開設するなどによりA学科の小学校課程の教員養成カリキュラムを編成し、A学科として小学校課程認定の申請をすることになる、という理解でよろしいか。 A　A学科で小学校免許の課程認定を受けたい場合は、まずはA学科が教員養成を主たる目的とする学科等であることの要件を満たす必要がある。その上で、課程認定を受ける際のカリキュラムの編成において、今回の基準改正で認められた範囲でA学科内の中高の科目や、B学科と共通開設科目を含めて申請することが可能となる。A学科で小学校の課程認定を受けない場合であれば、科目レベルでのB学科との連携（共通科目の設定等）することが可能。  |

☆11/2質問回答集（No.66）

|  |
| --- |
| Q　免許の小中併有を実現するためには、課程認定は学科ごとに受けるものであるため、例えば、小学校の課程認定のあるA学科で中学校教諭1種（理科）を追加する場合、あるいは、中高の課程認定のあるB学科で小学校教諭1種を追加する場合には、改めて課程認定を受ける必要があり、また、小学校教諭の課程認定については、課程認定基準2（6）により教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないことから、学科の目的等を変更する必要、すなわち、改組等の申請の必要がある、という理解でよいか。A　義務教育特例を活用し、A学科とB学科の科目の共通開設等をするだけであれば変更届で可能であるが、新たな教職課程の認定を追加するのであれば、課程認定が必要。また、小学校の課程認定の場合はご認識のとおり、教員養成を主たる目的とした学科等である必要があることから、認定を受ける学科等の目的等変更に伴う所定の手続が必要。 |

認定基準２

|  |
| --- |
| （６）　幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。 |

■学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

|  |
| --- |
| ２．審査に当たっての考え方（１）大学設置基準第３９条に規定する「教員養成に関する学科」に該当しない学科において、幼稚園又は小学校教諭の課程認定を有する学科に中学校又は高等学校の課程を追加して申請する場合１）教員養成としての目的性が顕著である必要があり、以下の点に留意した教育課程とする必要がある。① 幼稚園又は小学校の教員養成を主たる目的とする学科において、当該校種・免許教科の課程を併設する理念・構想が明確となっているか。② ①で示した理念・構想を実現する学位プログラム（卒業要件）が編成されているか。（学則・履修規定）③ 履修上のコース分け（大学設置上での専攻分離である必要はない）などにより、幼稚園又は小学校教諭免許状の修得要件に加えて、中学校又は高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目を相当程度履修することが、学位プログラム（卒業要件）上（教員免許状取得用の履修要件では不可）において規定されているか。 |

（５）小学校：教科に関する専門的事項に関する科目の開設方法

☆11/2質問回答集（No.69）

|  |
| --- |
| Q　小学校教科の開設がこれまでの10教科より、1教科からの開設が可能となったが、教員養成学部で10教科を開設しているような学部の場合であっても、例えば国語専攻に所属している学生は、教科専門科目を「初等国語（書写含む）」「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」の計10単位を取得し、各教科の指導法科目で「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「英語」の各指導法、計20単位を取得し、合計30単位を取得するような履修の仕方はできるか。 A　免許法施行規則上（第３条表備考第１号）では、小学校の教科専門科目は１以上の科目の修得となっていること、また、今回の基準改正で教科専門科目の開設の条件が緩和されたことから可能である（質問で記載されているような科目が、小学校の教科専門科目としての課程認定（又は変更届手続）を受けることが必要）。  |

→改正前の基準

|  |
| --- |
| **４－２　小学校教諭の教職課程の場合**（１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第３条第１項表備考第１号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに開設されなければならない。また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。 |

⇒改正後の基準

|  |
| --- |
| **４－２　小学校教諭の教職課程の場合**（１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第３条第１項表備考第１号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。 |

３．中高の教科に関する科目の半数規定の基準の追加

→改正前の基準

|  |
| --- |
| **４－３　中学校教諭の教職課程の場合**（２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。　ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

|  |
| --- |
| **４－４　高等学校教諭の教職課程の場合**（２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。　ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

⇒改正後の基準

|  |
| --- |
| **４－３　中学校教諭の教職課程の場合**（２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

|  |
| --- |
| **４－４　高等学校教諭の教職課程の場合**（２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

☆手引きQ＆A（No.5）

|  |
| --- |
| Q　中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項の半数まで認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるとの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。A　施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、・物理学・化学・生物学・地学・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の5つの事項が規定されており、5の半数は2．5であるため、これを越えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。 |

☆11/2質問回答集（No.53）

|  |
| --- |
| Q　中学・高校の教科専門科目についての他学科等開設科目の活用可能な範囲が、教育職員免許法施行規則の科目の半数までか、自学科等が開設する科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれか、に変更になったが、大学全体（全ての課程認定）で統一して選択するのではなく、課程認定や年度により、どちらかを選択することができるという理解でよいか。A　大学全体での統一は不要であるが、教職課程を置く学科等の課程ごとに、いずれかの基準を満たす必要がある（学科等によりどちらを満たすかは大学の判断）。なお、「年度により選択」の意味が不明であるが、ある年度から本基準の適用範囲を変えることにより授業科目の開設方法等科目変更が生じる場合は、事前に科目の変更届が必要となるため、適切に手続を行ってください。  |

☆複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）（令和2年2月18日）

|  |
| --- |
| 　教科専門科目は、教職課程の授業科目のうち、例えば社会科における歴史、地理、法律・経済等の内容のように、教科の専門的内容を修得する科目である。社会科の教員として必要な専門性は、例えば法学部や経済学部などの教科に関連する学位を取得するための学修を通じて身に付けることが予定されている。このため、教科専門科目については、基本的には免許取得のためだけに特別な科目を履修するのではなく、当該学科等の学位取得に必要な科目の中に位置付けられているものを履修することとなる。　しかしながら、大学の学位プログラムの学修は専門分化しているため、一学科のみの学修範囲が、初等中等教育段階の各教科の範囲と一致するわけではない。例えば、社会科は歴史、地理、公民の各分野に広がるが、法学部や経済学部の専門科目が必ずしもこれら全ての分野を網羅しているものではない。このため、現行制度でも自学科等以外で教科専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用することが認められているが（教職課程認定基準４－３（２）、４－４（２）、４－９（１））、それはその科目が全学共通科目等に位置付けられている場合や開設元の学科等では教職課程の科目になっていない場合に限られているほか、活用できる上限も科目の事項※の半数までとされている（教職課程認定基準４－３（２）、４－４（２））。※科目の事項：免許教科の種類に応じて免許法施行規則に定める教科専門科目の事項。例えば中学校の社会では、「日本史・外国史」、「地理学（地誌を含む）」、「法律学又は政治学」、「社会学又は経済学」、「哲学、倫理学又は宗教学」という５つの事項が定められている。　教科専門科目をより充実する観点から、全学共通科目等に位置付けられていない場合や開設元の学科等で教職課程の科目になっている場合も含めて学科等の間で共通して教科専門科目として活用できるようにする（図１）とともに、上限についても、自学科等が開設する教科専門科目の単位数を超えない範囲まで認める（図２）ことが適当である5。5 なお、このように他学科等の科目の活用範囲を広げるとしても、当該学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること（学科等の目的・性格と免許状との相当関係（教職課程認定基準２（３））の基準を満たすこと）は必要である。 |

教科に関する専門的事項に関する科目の半数を適用する例

法学部法律学科　※黒網掛け・下線の授業科目は一般的包括的内容を含む授業科目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 授業科目名 | 単位数 | 開設主体 |
| 日本史・外国史 | 日本史概説外国史概説日本法制史西洋法制史日本政治史西洋政治史政治思想史 | 4444444 | 法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部 |
| 地理学（地誌を含む。） | 人文地理学自然地理学地誌 | 444 | 法学部法学部法学部 |
| 「法律学、政治学」 | 法学概論憲法A（人権）憲法B（統治機構）民法A（総則）民法B（物権）民法C（債権総論）民法D（債権各論）民法E（親族・相続）刑法総論刑法各論民事訴訟法刑事訴訟法商法A（商法総則・商行為）商法B（会社法）商法C（手形小切手法）商法D（保険法）政治学概論 | 44444444444444444 | 法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部 |
| 「社会学、経済学」 | 社会学概論経済原論法社会学 | 444 | 社会学部経済学部法学部 |
| 「哲学、倫理学、宗教学」 | 哲学概論倫理学概論宗教学概論法哲学 | 4444 | 文学部文学部文学部法学部 |

自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲を適用する例

法学部法律学科　※黒網掛け・下線の授業科目は一般的包括的内容を含む授業科目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 授業科目名 | 単位数 | 開設主体 |
| 日本史・外国史 | 日本史概説外国史概説日本法制史西洋法制史日本政治史西洋政治史政治思想史 | 4444444 | 文学部文学部法学部法学部法学部法学部法学部 |
| 地理学（地誌を含む。） | 人文地理学自然地理学地誌 | 444 | 文学部文学部文学部 |
| 「法律学、政治学」 | 法学概論憲法A（人権）憲法B（統治機構）民法A（総則）民法B（物権）民法C（債権総論）民法D（債権各論）民法E（親族・相続）刑法総論刑法各論民事訴訟法刑事訴訟法商法A（商法総則・商行為）商法B（会社法）商法C（手形小切手法）商法D（保険法）政治学概論 | 44444444444444444 | 法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部法学部 |
| 「社会学、経済学」 | 社会学概論経済原論法社会学 | 444 | 社会学部経済学部法学部 |
| 「哲学、倫理学、宗教学」 | 哲学概論倫理学概論宗教学概論法哲学 | 4444 | 文学部文学部文学部法学部 |

自学科開設科目の単位数：88、他学科開設科目：40単位

４．中高の教科に関する専門的事項に関する科目において共通開設可能教科の追加

認定基準４－８（１）ⅰ②、ⅱ②

① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）

③ 中学校（社会）と高等学校（公民）

④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）

⑤ 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）

⑥ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）

⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）

⑧ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭

⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）

⑩ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭

⑪ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）

⑫ 中学校（技術）と高等学校（情報）

⑬ 中学校（技術）と高等学校（工業）

⑭ 高等学校（看護）と養護教諭

→これまでの12パターンから下線を引いた2パターンの追加。

５．50kmを超えるキャンパス間での多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の特例

→改正前の基準

|  |
| --- |
| **３ 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）**（５）学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が５０kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。 |

⇒改正後の基準

|  |
| --- |
| **３　教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）**（８）学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が５０kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第２５条第２項、短期大学設置基準第１１条第２項、専門職大学設置基準第１８条第２項及び専門職短期大学設置基準第１５条第２項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。 |